

## 三河訪問看護ステーションちあい（重要事項説明書）

### 1. ステーションの概要

- (1) 設置主体 株式会社ちあい
- (2) 開設日 平成24年7月
- (3) 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする
- 1)
- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| ① 名称  | 三河訪問看護ステーションちあい          |
| ② 所在地 | 愛知県刈谷市末広町1-12-11 請村店舗2号室 |
- (4) 電話番号 (代表) Tel:0566-25-1277 Fax:0566-25-1278
- (5) 介護保険事業所番号 2362990042
- (6) 管理責任者 所長：加藤 美咲
- (7) 職員構成
- |       |     |
|-------|-----|
| 看護師   | 34名 |
| 准看護師  | 10名 |
| 理学療法士 | 2名  |
| 作業療法士 | 1名  |
- 状況に応じて職員の若干名の増減あり
- |     |    |
|-----|----|
| 事務員 | 1名 |
|-----|----|
- (8) 訪問実施地域・サービス提供地域  
刈谷市 知立市 安城市 高浜市
- (9) 営業日 月曜日から金曜日  
但し、国民の祝日、法律に規定する休日  
および12月30日から1月3日を除く。
- 営業時間  
平日 午前8時30分～午後5時30分

### 2. ステーションの方針

住み慣れた“わが家”で安心して過ごしていただけるようお手伝いします。

- (1) 訪問看護に必要な知識、技術、人間性を身につけ、利用者に喜んで頂ける質の高いサービスの提供をします。
- (2) かかりつけ医との連携を図り、利用者が安心して在宅療養ができるよう支援します。
- (3) 地域の保健、医療、福祉との連携を密にし、利用者に必要なサービスが広がるよう努めて参ります。
- (4) 訪問看護依頼に速やかに対応し、利用者の不安の軽減を図り、在宅療養を支援するよう心がけます。

### 3. 緊急時の連絡体制について

- (1) 24時間連絡体制をとり、電話での相談に応じます。必要に応じ訪問します。
- (2) 定期の訪問看護以外に緊急訪問を希望される場合は緊急時訪問看護契約が必要になります。

#### 4. 訪問看護の実施について

- (1) 訪問看護を受ける場合は必ずかかりつけ医が必要です。医師の指示書に従って訪問看護を実施します。
- (2) 定期の訪問看護以外に緊急訪問を希望される場合は緊急時訪問看護契約が必要になります。

#### 5. 訪問看護内容

- |                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| (1) 病状の観察と病状悪化予防 | (2) 清潔援助(全身清拭、陰部洗浄、洗髪、足浴等) |
| (3) 褥瘡の処置と予防     | (4) 人工呼吸療法・酸素療法の管理         |
| (5) 中心静脈栄養・点滴の管理 | (6) 経管栄養の管理                |
| (7) 膀胱留置カテーテルの管理 | (8) ストーマ(人工肛門・人工膀胱など)の管理   |
| (9) 医師との連絡、調整    | (10) 医師の指示による医療処置          |
| (11) 終末期の看護      |                            |

#### 6. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止・身体拘束の適正化のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止・身体拘束の適正化のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止・身体拘束の適正化のための研修を定期的実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

#### 7. 苦情対応

- (1) 訪問看護に関する相談、要望、苦情は所長が対応します。

窓 口 三河訪問看護ステーションちあい

受付時間 月～金曜日 8:30～17:30

電 話 0566-25-1277 Fax: 0566-25-1278

緊急、休日等の対応には看護師が24時間を通じて対応します。

- (2) 介護保険に関する苦情等(居住地の市町村介護保険相談窓口：電話)

刈谷市長寿課介護保険企画係(電話 0566-62-1013)

安城市福祉部高齢福祉課介護保険係(電話 0566-71-2290)

知立市長寿介護課介護保険係(電話 0566-95-0122)

高浜市介護障がいグループ(電話 0566-52-9871)

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情相談室(電話 052-971-4165)

#### 8. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

- (1) アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組 あり
- (2) 愛知県福祉サービス第三者評価の実施 なし 結果の公表 なし  
その他機関による第三者評価の実施 なし 結果の公表 なし

私はこの書面に基づいて三河訪問看護ステーションちあい

(職名\_\_\_\_\_氏名\_\_\_\_\_)から上記の重要事項の説明を受けました。

同意します

同意しません

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 署名欄\_\_\_\_\_ 印

【 契 約 書 別 紙 】

三河訪問看護ステーションちあい 利用料金（医療保険）

令和 6 年 6 月 1 日現在

- 1 後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方 1割～3割負担
- 2 社会保険・国民健康保険などをお持ちの方 各医療保険の負担割合

①<医療保険適応>

	算定項目	算定費用	自己負担額
基本 利用 料金	訪問看護管理療養費 1	1日目 : 7,670円 2日目以降 : 3,000円	各種 保険 の 個 人 負 担 割 合
	訪問看護管理療養費 2	1日目 : 7,670円 2日目以降 : 2,500円	
	訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週3日まで : 5,550円(看護師・理学療法士等) : 5,050円(准看護師)	
		週4日目以降 : 6,550円(看護師) : 6,050円(准看護師) : 5,550円(理学療法士等)	
	訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一日に2人	週3日まで : 5,550円(看護師・理学療法士等) : 5,050円(准看護師)	
		週4日目以降 : 6,550円(看護師) : 6,050円(准看護師) : 5,550円(理学療法士等)	
	訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一日に3人以上	週3日まで : 2,780円(看護師・理学療法士等) : 2,530円(准看護師)	
		週4日目以降 : 3,280円(看護師) : 3,030円(准看護師) : 2,780円(理学療法士等)	
	難病複数回訪問加算 (同一建物内1人または2人)	2回/日 : 4,500円 3回以上/日 : 8,000円	
	難病複数回訪問加算 (同一建物内3人以上)	2回/日 : 4,000円 3回以上/日 : 7,200円	
	24時間対応体制加算	1回/月 : イ) 6,800円	
		1回/月 : ロ) 6,520円	
	特別管理加算Ⅰ	1回/月 : 5,000円	
	特別管理加算Ⅱ	1回/月 : 2,500円	
	緊急訪問看護加算	1回/日 : 2,650円(月14日目まで)	
		1回/日 : 2,000円(月15日目以降)	
長時間訪問看護加算	1回/週 : 5,200円		
複数名訪問看護加算 (同一建物内1人または2人)	1回/週 : 4,500円(看護師) : 3,800円(准看護師)		
複数名訪問看護加算 (同一建物内3人以上)	1回/週 : 4,000円(看護師) : 3,400円(准看護師)		
複数名訪問看護加算	3回/週 : 3,000円(その他の職員)		

(同一建物内1人または2人) ※基準告示2の4(1)厚生労働大臣が定める者のホ及びへに該当		
複数名訪問看護加算 (同一建物内3人以上) ※基準告示2の4(1)厚生労働大臣が定める者のホ及びへに該当	3回/週	: 2,700円(その他の職員)
複数名訪問看護加算 (同一建物内1人または2人) ※基準告示2の4(2)厚生労働大臣が定める者に該当	1回/日 2回/日 3回以上/日	: 3,000円(その他の職員) : 6,000円(その他の職員) : 10,000円(その他の職員)
複数名訪問看護加算 (同一建物内3人以上) ※基準告示2の4(2)厚生労働大臣が定める者に該当	1回/日 2回/日 3回以上/日	: 2,700円(その他の職員) : 5,400円(その他の職員) : 9,000円(その他の職員)
ターミナルケア療養費1	当該月	: 25,000円
ターミナルケア療養費2	当該月	: 10,000円
夜間・早朝訪問看護加算	1回/日	: 2,100円
深夜訪問看護加算	1回/日	: 4,200円
退院時共同指導加算	1回/月	: 8,000円(2回まで)
特別管理指導加算	1回/月	: 2,000円(2回まで)
退院支援指導加算	1回/退院日	: 6,000円
退院支援指導加算(長時間)	1回/退院日	: 8,400円
専門管理加算	1回/月	: 2,500円
訪問看護医療DX情報活用加算	1回/月	: 50円
遠隔死亡診断補助加算	1回	: 1500円
訪問看護情報提供療養費1	1回/月	: 1,500円(市町村・指定特定相談支援事業者等)
訪問看護情報提供療養費2	1回/年度	: 1,500円(学校等)
訪問看護情報提供療養費3	1回/月	: 1,500円(保険医療機関等)
訪問時間が90分を越えた場合 (加算を算定できない場合)		3,000円 (30分ごと)

②<医療保険適応>精神科訪問看護

	算定項目	算定費用	自己負担額
基本 利用 料金	訪問看護管理療養費 1	1日目 : 7,670円 2日目以降 : 3,000円	
	訪問看護管理療養費 2	1日目 : 7,670円 2日目以降 : 2,500円	
	精神科訪問看護 基本療養費 (I) 30分未満	週3日まで : 4,250円(看護師・作業療法士) : 3,870円(准看護師)	
		週4日目以降 : 5,100円(看護師・作業療法士) : 4,720円(准看護師)	
	精神科訪問看護 基本療養費 (I) 30分以上	週3日まで : 5,550円(看護師・作業療法士) : 5,050円(准看護師)	
		週4日目以降 : 6,550円(看護師・作業療法士) : 6,050円(准看護師)	
	精神科訪問看護 基本療養費 (Ⅲ) (同一日に2人) 30分未満	週3日まで : 4,250円(看護師・作業療法士) : 3,870円(准看護師)	
		週4日目以降 : 5,100円(看護師・作業療法士) : 4,720円(准看護師)	
	精神科訪問看護 基本療養費 (Ⅲ) (同一日に2人) 30分以上	週3日まで : 5,550円(看護師・作業療法士) : 5,050円(准看護師)	
		週4日目以降 : 6,550円(看護師・作業療法士) : 6,050円(准看護師)	
	精神科訪問看護 基本療養費 (Ⅲ) (同一日に3人以上) 30分未満	週3日まで : 2,130円(看護師・作業療法士) : 1,940円(准看護師)	
		週4日目以降 : 2,550円(看護師・作業療法士) : 2,360円(准看護師)	
	精神科訪問看護 基本療養費 (Ⅲ) (同一日に3人以上) 30分以上	週3日まで : 2,780円(看護師・作業療法士) : 2,530円(准看護師)	
		週4日目以降 : 3,280円(看護師・作業療法士) : 3,030円(准看護師)	
精神科訪問看護 基本療養費 (Ⅳ) (外泊時の訪問看護)	1日につき : 8,500円		
精神科複数回訪問加算 (同一建物内1人または2人)	2回/日 : 4,500円 3回以上/日 : 8,000円		
精神科複数回訪問加算 (同一建物内3人以上)	2回/日 : 4,000円 3回以上/日 : 7,200円		
24時間対応体制加算	1回/月 : イ) 6,800円		
	1回/月 : ロ) 6,520円		
特別管理加算 I	1回/月 : 5,000円		

特別管理加算Ⅱ	1回/月	: 2,500円
緊急訪問看護加算	1回/日	: 2,650円(月14日目まで)
	1回/日	: 2,000円(月15日目以降)
長時間訪問看護加算	1回/週	: 5,200円
複数名精神科訪問看護加算 (同一建物内1人または2人)	1回/日	: 4,500円(看護師・作業療法士) : 3,800円(准看護師)
	2回/日	: 9,000円(看護師・作業療法士) : 7,600円(准看護師)
	3回以上/日	: 14,500円(看護師・作業療法士) : 12,400円(准看護師)
複数名精神科訪問看護加算 (同一建物内3人以上)	1回/日	: 4,000円(看護師・作業療法士) : 3,400円(准看護師)
	2回/日	: 8,100円(看護師・作業療法士) : 6,800円(准看護師)
	3回以上/日	: 13,000円(看護師・作業療法士) : 11,200円(准看護師)
複数名精神科訪問看護加算 (同一建物内1人または2人)	1回/週	: 3,000円(看護補助者) (精神保健福祉士)
複数名精神科訪問看護加算 (同一建物内3人以上)	1回/週	: 2,700円(看護補助者) (精神保健福祉士)
ターミナルケア療養費1	当該月	: 25,000円
ターミナルケア療養費2	当該月	: 10,000円
夜間・早朝訪問看護加算	1回/日	: 2,100円
深夜訪問看護加算	1回/日	: 4,200円
退院時共同指導加算	1回/月	: 8,000円(2回まで)
特別管理指導加算	1回/月	: 2,000円(2回まで)
退院支援指導加算	1回/退院日	: 6,000円
退院支援指導加算(長時間)	1回/退院日	: 8,400円
専門管理加算	1回/月	: 2,500円
訪問看護医療DX情報活用加算	1回/月	: 50円
遠隔死亡診断補助加算	1回	: 1,500円
訪問看護情報提供療養費1	1回/月	: 1,500円(市町村・指定特定相談支援事業者等)
訪問看護情報提供療養費2	1回/年度	: 1,500円(学校等)
訪問看護情報提供療養費3	1回/月	: 1,500円(保険医療機関等)
訪問時間が90分を越えた場合 (加算を算定できない場合)		3,000円 (30分ごと)

5 保険外サービス(保険対象費用にプラス)

- 時間外利用料 オプション料金に準ずる
- 長時間利用料 オプション料金に準ずる(長時間訪問看護加算算定者以外)
- 休日利用料 訪問 1 回につき…2,000 円(消費税込み)
- 交通費 刈谷市、高浜市、知立市、安城市訪問 1 回につき…無料  
それ以外の地域 往復 5 km未満…250 円 往復 5 km以上…500 円
- 死亡時の訪問 死後の処置料…12,000 円(消費税込み)

上記説明を ( ) から受けました。

同意します

同意しません

令和 年 月 日 署名欄 \_\_\_\_\_ 印



## 1 介護サービス費 自己負担は1~3割 \*ただし限度額超過分は全額自己負担

基本	加算
1) 看護師による訪問(1回につき) 要介護度1~5認定、滞在時間により4区分	<input type="checkbox"/> 初回加算Ⅰ 387円 <input type="checkbox"/> 初回加算Ⅱ 336円 <input type="checkbox"/> 早朝(6時~8時)と夜間(18時~22時)は25%、 深夜(22時~6時)は50%増
【30分未満】 520円	
【30分以上1時間未満】 909円	<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算Ⅰ 月1回 663円 <input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算Ⅱ 月1回 634円 *緊急時訪問を行った場合、早朝夜間深夜加算はしない。ただし1月以内の2回目以降の緊急時訪問については早朝夜間深夜加算の算定を行う。
【1時間以上1時間30分未満】 1,246円	
要支援1・2認定、滞在時間により4区分	
【30分未満】 498円	<input type="checkbox"/> 特別管理加算(Ⅰ) 月1回 552円 ・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態
【30分以上1時間未満】 877円	
【1時間以上1時間30分未満】 1,204円	<input type="checkbox"/> 特別管理加算(Ⅱ) 月1回 276円 ・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態 ・在宅血液透析指導管理を受けている状態 ・在宅酸素療法指導管理を受けている状態 ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態 ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態 ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態 ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3回以上行う必要がある状態
※原則的にはケアプランに基づくサービス提供時間となりますが、利用者様の状況ならびに看護内容によっては変更することもありますのでご承知おきください。	
2) 理学療法士・作業療法士による訪問 (1回につき) 要介護度1~5認定	
【20分未満】 325円	<input type="checkbox"/> 長時間訪問看護加算 1回につき 332円 *90分以上の訪問、ただし特別管理加算対象者
【40分未満】 650円	
要支援1・2認定	
【20分未満】 314円	<input type="checkbox"/> 複数名訪問加算Ⅰ 30分未満 281円 30分以上 444円 <input type="checkbox"/> 複数名訪問加算Ⅱ 30分未満 222円 30分以上 350円
【40分未満】 628円	

	<p>該当理由</p> <p><input type="checkbox"/>利用者の身体的理由</p> <p><input type="checkbox"/>暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等</p> <p><input type="checkbox"/>その他利用者の状況等から上記に準ずると判断</p> <p><input type="checkbox"/>ターミナルケア加算 <span style="float: right;">2,762 円</span></p> <p>*死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上訪問を行った場合</p> <p><input type="checkbox"/>退院時共同指導加算 <span style="float: right;">663 円</span></p> <p>*病院・施設職員と共同し退院後の療養生活について助言・指導を行った場合</p> <p><input type="checkbox"/>看護・介護職員連携強化加算 <span style="float: right;">276 円/月</span></p> <p>訪問介護員等に対し、看護師または准看護師が喀痰吸引等の対応について助言を行うとともに、訪問介護員に同行して利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合</p> <p><input type="checkbox"/>看護体制強化加算(要支援者) <span style="float: right;">111 円/月</span></p> <p>※事業所において 6 ヶ月間緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が 50%以上、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が 20%以上の場合</p> <p><input type="checkbox"/>看護体制強化加算(I) <span style="float: right;">608 円/月</span></p> <p>上記※印加え、ターミナルケア加算を算定した利用者が年間 5 名以上の場合</p> <p><input type="checkbox"/>看護体制強化加算(II) <span style="float: right;">221 円/月</span></p> <p>上記※印加え、ターミナルケア加算を算定した利用者が年間 1 名以上の場合</p> <p><input type="checkbox"/>サービス提供体制加算(I) <span style="float: right;">66 円/回</span></p> <p><input type="checkbox"/>サービス提供体制加算(II) <span style="float: right;">33 円/回</span></p>
--	---

加算	口腔連携強化加算	553 円/月
	専門管理加算 1	276 円/月
	専門管理加算 2	276 円/月
	遠隔死亡診断補助加算	157 円/回
	訪問看護同一建物減算 1	同一敷地内建物等 20 名以上 10%減算
	訪問看護同一建物減算 2	同一敷地内建物等 50 名以上 15%減算
	業務継続計画未策定減算	1%減算
	訪問看護訪問回数超過等減算	88 円/回減算
	予防訪問看護訪問回数超過等減算	88 円/回減算
	予防訪問看護 1 2 月超減算 1	55 円/回減算
	予防訪問看護 1 2 月超減算 2	166 円/回減算
	訪問看護特別指示減算 (定期巡回連携時)	107 円/回減算

※介護保険負担割合が 2 割の方は、この金額に×2 の金額、3 割の方は、この金額に×3 の金額となります。

※同一建物居住者に当事業所の利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合、10%減となります。

※准看護師による訪問看護が行われた場合、基本利用料に対して 10%減となります。

上記説明を( )から受けました。

同意します

同意しません

令和 年 月 日 署名欄 \_\_\_\_\_ 印